

やまなし思いやりパーキング制度

「やまなし思いやりパーキング制度」とは？

障害のある方や高齢の方、けが人の方などで、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、公共施設、店舗等の障害者等用の駐車場などに車をとめ、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。

駐車場の管理者の方には、施設の駐車場を、利用証を持った方が駐車できる「思いやり駐車区画」の適性利用を図るため協定を締結して協力をお願いしています。対象者の方には、「思いやり駐車区画」の利用証を交付します。

【駐車場の利用証】

「思いやり駐車区画」を利用する際には、自動車のルームミラーにかけるなど、外から見えるように掲示していただきます。

利用証は、対象となる方が運転又は同乗されている場合に利用できます。

利用証の発行には、申請書の提出と確認書類の掲示が必要となります。(対象者・申請窓口は、裏面をご覧ください。)



←この案内標示が目印です。
駐車には利用証が必要です。



↑利用証はルームミラーにかけて使用します。

【利用できる駐車場】

「思いやり駐車区画」の案内標示が掲示されている駐車場です。この駐車場の管理者の方は、県と協定を結んでいただいております。

利用できる駐車場は、県のホームページ等でお知らせします。

